

令和2年9月11日

在学生、ご家族・保護者の皆さま

### 「活動制限指針」から「活動指針」への変更について

東京家政大学  
東京家政大学短期大学部  
学長 山本和人

8月8日付の文書で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、後期の授業実施については原則オンライン授業とし、必要と判断した実験・実習・実技科目等については、「密閉」「密集」「密接」の回避、校内入構時の検温、教室定員の半分以下での授業実施、アルコール消毒体制の整備等、大学として万全な感染症対策を講じ、教室での対面授業を行うことを連絡しました。

対面授業のためだけに首都圏に移動する必要はないこと、欠席する学生には不利益にならない配慮をすること、後期対面授業の時間割等については、学科から8月17日までにお知らせすること、授業担当教員から8月31日までには、manabaで後期の授業について連絡する予定であることも合わせて連絡しました。

8月6日付で文部科学省から届いた『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」の改定』では、「学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、手洗、免疫力の向上という基本的な感染症対策を重視し、過度な消毒とならないよう配慮する」等の通知がありました。この改定は、新型コロナウイルスに対する長期的で持続可能な感染対策により、教育を実施する方針であり、本学でもこれに合わせることにしました。また、8月31日には、必要な対面授業を実施する後期授業の実施方針に適応するよう、それまでの「活動制限指針」における制限的な内容について、現状判断のステージ2の部分を中心に見直し、**学部・学科等において責任を待って感染防止策をとりながら、対面授業を含む必要な活動を実施してゆく**という添付の「活動指針」へ改定し、後期授業期間から適用することにしましたのでお知らせします。

大学内は、授業等で学生が来ることができるよう、徹底した感染防止対策を立てています。対面授業で登校する学生を含むすべての学生の皆さんにあっては、これまでどおり基本的な体調管理と発熱・倦怠感・味覚変異などの少しい体調不良でも自宅待機してください。特に学校外での行動について、多数での会食・酒席等は、極力避けることなど、十分な感染防止の行動をお願いします。

新型コロナウイルス感染症への医学的対処、ワクチン・医薬品の開発が、世界の英知を集めて進められています。季節が進めばもう少し、自由に活動ができる日がくると思います。自分だけは大丈夫と思わず、学生の皆さん、ご家族の健康のため、また学内での感染防止にもつながる事項ですので、学生の皆さん一人一人による感染防止の行動について、重ねてご協力をお願いします。

これから秋から冬に向け、感染拡大の状況は予断が許さない情勢の中で、皆さんの安全確保、感染拡大防止という社会的責任を第一に考えながら、教育機関としての使命を果たし、学生生活の充実を図るために、教職員一同、全力でサポートします。

以上

「新しい生活様式」における 新型コロナウイルスによる感染拡大防止のための活動指針（東京家政大学）

令和2年8月31日（後期から適用）

ステージ	判断基準	授業	学外実習	研究活動	学生の入構	学内行事・イベント	課外活動・ボランティア	窓口業務	事務機能
ステージ0	平常時・危機がない状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り
ステージ1	自粛要請は出ていないが、感染への注意が必要な状態	感染拡大防止に最大限の配慮をし、対面授業を実施。オンライン授業の積極的利用。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、通常通りの研究活動を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、入構を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、実施を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし、活動を認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をし実施。メール・電話での問合せの利用。	感染拡大防止に最大限の配慮をし勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務の利用。
ステージ2	大人数での行事、イベント等について自粛要請がでている状態	原則オンライン授業、必要と判断した対面授業を実施。授業実施に伴う教員、学生の入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。	実習先との十分な調整を経て免許・資格取得や卒業等に必要実習を実施。感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。	学会などの研究集会への参加、学内での研究活動については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で実施を認める。本学での学会主催は原則禁止（オンライン開催を除く）。	授業等必要な入構を認める。大学・短大生については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、大学が許可した一部施設を一定の人数・時間で利用を認める。大学院生については、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、一定の人数・時間の入構を認める。	大人数にならない、必要と認めた学内行事・イベントについては、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、実施を認める。大人数の行事・イベントは原則禁止（オンライン開催を除く）。施設の外部貸出は行わない。	必要と認めた活動のみ実施。大学が許可した場所における一定の人数・時間の活動について、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。大人数の活動・遠征は原則禁止。	必要な窓口業務は実施。窓口での相談・書類提出等は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事前に当該窓口との調整を経て認める。メール・電話での問合せを積極的に利用する。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で勤務。時差出勤、テレワーク、交代勤務を積極的に利用する。
ステージ3	緊急事態宣言は発令されていないが、外出の自粛などの要請がでている状態	原則オンライン授業のみ実施。オンライン授業の実施に伴う教員の入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で認める。	原則実施自粛。免許・資格取得や卒業に支障が出る等、実施の必要性が高い場合に限り、実習施設と相談の上、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で実施を認める。	学会などの研究集会への参加及び主催の禁止（オンライン開催を除く）。原則として在宅での研究とし、教育・研究の準備・継続に必要な場合のみ、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で入構を認める。	原則入構自粛。大学・短大生、大学院生で卒業・修了、資格取得等に必要教育、研究活動等を行う場合、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、少人数・短時間の入構を認める。	実施不可（オンライン開催を除く）。	活動禁止（オンラインでの活動を除く）。	原則メール・電話での問合せのみ。窓口での相談・書類提出等は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事前に当該窓口の許可を得た場合のみ認める。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、事務機能を維持するために必要な職員が出勤。時差出勤、テレワーク、交代勤務の積極的利用。
ステージ4	緊急事態宣言が発令されている状態	オンライン授業のみ実施。オンライン授業の実施に伴う教員の入構は、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、認める。	原則実施不可。	出張の原則中止。学会などの研究集会への参加及び主催の禁止（オンライン開催を除く）。原則として在宅での研究とし、教育・研究の準備・継続に必要な場合のみ、感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、入構を認める。	原則入構禁止。やむを得ず入構する必要がある場合は、かならず事前に大学の許可を得ること。可能な限り短時間で退出すること。	実施不可（オンライン開催を除く）。	活動禁止（オンラインでの活動を除く）。	メール・電話での問い合わせのみ。	感染拡大防止に最大限の配慮をした上で、所属長の指示のもと、事務機能を維持するための必要最小限の職員が出勤。時差出勤、テレワーク、交代勤務の積極的利用。
ステージ5	重大な緊急事態（感染拡大により、教職員が出勤できない状態など）	オンライン授業のみ実施。	実施不可。	研究資産維持のために必要最低限の人員に限り、所属長の指示のもと、入構を認める。	学生の入構を禁止	実施不可（オンライン開催を除く）。	活動禁止（オンラインでの活動を除く）。	メールでの問い合わせのみ。	所属長の指示のもと、大学施設の維持管理のために必要最低限の職員のみ出勤。

前期授業期間については、ステージの如何によらずオンラインでの実施とする。後期授業は、原則オンライン授業、必要と認めた対面授業を実施する。

この指針は、後期授業期間から適用する。今後の状況によって、この活動指針を変更することがある。

具体的な決定は、活動指針を目安としそのときどきの状況を総合的に勘案して、コロナウィルス対策本部会議などで行う。

ステージがいったん改善しても、状況の変化によって、元に戻ることもある。